

松戸市農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 9 日

令和 8 年松戸市農業委員会 7 月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和 8 年 7 月 9 日午後 3 時 00 分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館 7 階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1 番	杉 浦 昌 平	2 番	杉 浦 勇 司
3 番	横 山 定 勝	5 番	渡 邊 洋 子
6 番	加 藤 万里子	7 番	山 口 輝 雄
8 番	戸 張 嘉 宣	10 番	川 上 博 久
11 番	渡 来 和 治	12 番	渡 邊 慶 弘
13 番	鈴 木 榮 一	14 番	湯 浅 孝 一
15 番	相 田 敏 克		
明・矢切区域	齋 藤 香	明・矢切区域	平 川 正 俊
東 部 区 域	湯 浅 雅 之	常盤平・五香区域	山 崎 唯 司
馬橋・小金区域	小 林 直 一	馬橋・小金区域	湯 浅 清

1. 欠席委員

な し

1. 事務局出席職員

事務局長	矢 野 貴 久	主 幹 兼 農地係長	香 西 崇
主 査	鈴 木 由美子	主 事	加 藤 翔 龍

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和8年7月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号2番、杉浦勇司委員、議席番号5番、渡邊洋子委員の両委員を指名いたします。
よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日、傍聴人の希望はございませんでした。

以上です。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号のみとなっております。

なお、報告事項については第1号から第4号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告を併せて説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号8番、戸張嘉宣です。

去る7月3日金曜日、議案第1号の審査のため、第2審査会第2審査班が招集され、審査

会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、杉浦昌平農業委員、湯浅孝一農業委員、山崎唯司推進委員、小林直一推進委員、私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第1号の農地法第4条の規定による許可申請についてをご説明します。

議案書の1ページ、議案参考資料については1ページから5ページになります。

申請地の位置については、1ページのところでございます。

申請理由は、近隣の2つの法人より要望があり、貸し駐車場及び貸し車両置場用地とするためです。

土地選定理由は、一方の法人は会社に隣接していること、もう一方の法人は既存施設から近く、前面道路も広いためです。

議案参考資料の3ページをご覧ください。

施設の概要については、貸し駐車場及び貸し車両置場用地です。

排水については、雨水のみで砕石敷きにより自然浸透です。

被害防除については、既存土留めに加えて単管パイプ、砂利止めを新設して対応します。

費用については、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第1号について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

山崎推進委員 はい、議長。

議 長 はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

現地調査をして、参考資料の３ページと比較して、関係人からお聞きした内容をご報告します。

現地を見た場合には、３ページの図面と比較すると、駐車場入り口にしている側の道路のほうで、図面左側のほうが既存土留めがない部分がありました。また、反対側道路でも既存土留めがない部分がありましたので、これについて関係人に聴取したところ、地図では土留めをするようにはなっておりませんが、審査会当日には土留めをやるようにしておりますということでした。それで、新たに土留めを設置し、土砂の流出がないようにするという事です。

また、この駐車場に照明等をつけるのかとお伺いしたところ、夜の出入りは考えられないので、照明をつけることは考えていないということでした。

以上のことから、審査会の決定に従い、承認という形でよろしいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま山崎委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の１番につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書２ページの報告事項１から８ページの報告事項４についてご報告させていただきます。

まず、２ページ、報告事項１ 農地法第３条の３第１項の規定による届出についてですが、

5月分として相続による所有権移転により2件の届出を受理いたしました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、3ページから4ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、5月分として田3件、900平方メートル、畑10件、3,224平方メートル、合計13件、4,125平方メートルの届出を受理しました。

次に、5ページから7ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、7ページに記載のとおり、田2件、275平方メートル、畑22件、1万3,191平方メートル、合計24件、1万3,466平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、8ページ、報告事項4 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より2件の照会があり、非農地回答をいたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和8年7月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時10分